

第 16 号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、多摩市下水道事業の設置等に関する条例（平成 28 年多摩市条例第 54 号）第 7 条の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提出するものである。

記

1 損害賠償の相手方

東京都新宿区西早稲田

A

2 損害賠償額

1, 557, 692 円

3 損害賠償の理由

令和 3 年 12 月 23 日、市が管理する汚水公設枿が木の根等で閉塞したことにより、民有枿において汚水溢水が生じた。これにより損害賠償の相手方が所有する商品（食料品）その他について汚損被害を生じさせたことによる。

第 17 号議案

多摩市総合オンブズマンの委嘱につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市総合オンブズマンに委嘱したいので、多摩市総合オンブズマン条例（平成 21 年多摩市条例第 47 号）第 9 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

多摩市総合オンブズマン森安紀雄氏は、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
森安 紀雄	東京都世田谷区	

第18号議案

多摩市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市教育委員会委員鈴木充氏が、令和4年3月31日をもって退任することに伴い、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
小林 昭一	多摩市	

第 19 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

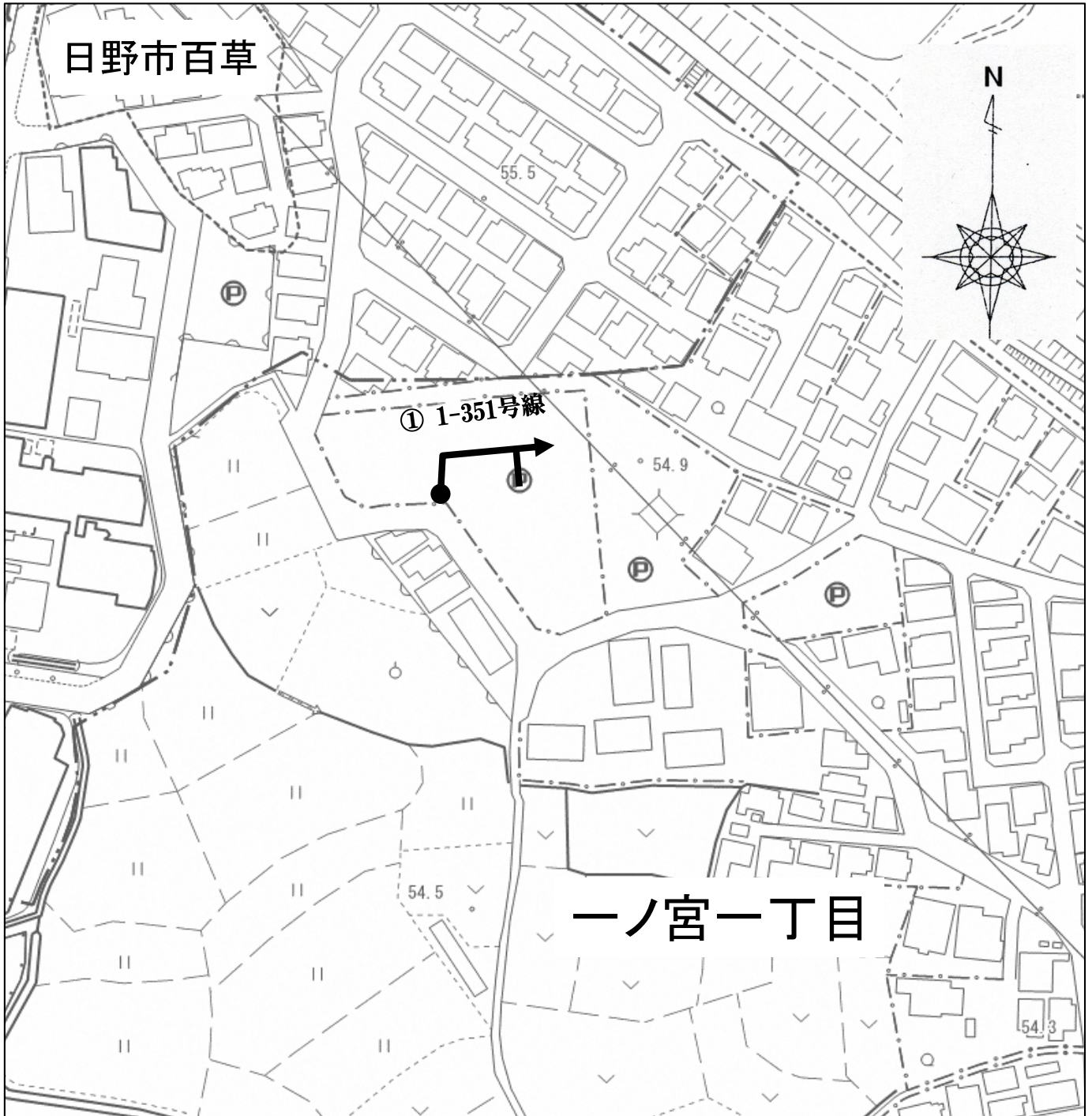
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

認定路線

整理 番号	路線名	起点・終点		備考
1	1-351 号線	起点	一ノ宮一丁目 4 4 番 2 1 地先	
		終点	一ノ宮一丁目 4 4 番 1 7 地先	

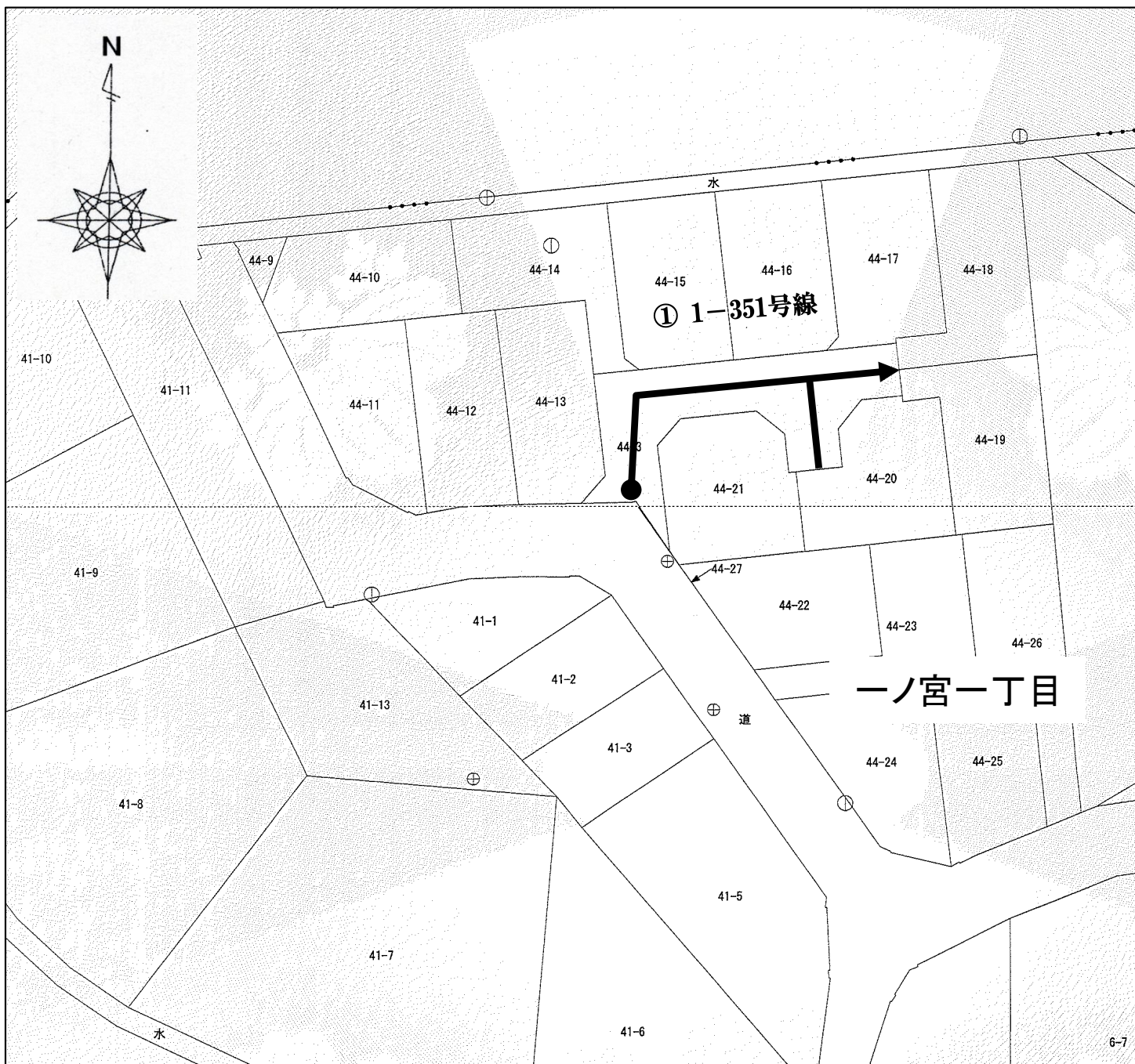
① 1-351号線



凡	例
起点	●———
終点	————→

認定土地所在図

① 1-351号線



縮尺 1:500

凡	例
起点	
終点	

第 20 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定に基づき、裏面のとおり本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「令和2年4月1日現在」を「令和4年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

第 2 1 号議案

多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市手数料条例の一部を改正する条例

多摩市手数料条例（平成 1 2 年多摩市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（多機能端末機に係る手数料の特例）」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 令和 4 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日までの間に多機能端末機により交付する印鑑に関する証明又は住民票（消除された住民票を除く。）の写しの交付に係る手数料は、別表第 1 の 8 の部及び 2 0 の部の規定にかかわらず、1 件又は 1 通につき 2 0 0 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 2 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条
例（平成 2 7 年多摩市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項第 2 4 号中「情報」の次に「（以下「中国残留邦人等支援給付等
関係情報」という。）」を加え、同表 6 の項第 2 号中「情報」の次に「（以下
「障害者自立支援給付関係情報」という。）」を加え、同表中 7 の項を 8 の項
とし、6 の項の次に次のように加える。

7 市長	心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの (2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
------	--------------------------------	--

	(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	--

附 則

この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第 2 3 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表補助スタッフの部事務補助員の項中「1, 1 1 0 円」を「1, 1 4 1 円」
に改め、同部文化財調査員 B の項中「1, 1 8 0 円」を「1, 2 1 3 円」に改
め、同部学校図書館司書の項中「1, 1 9 0 円」を「1, 2 2 3 円」に改め、
同部短期事務補助員の項中「1, 0 4 6 円」を「1, 0 7 5 円」に改め、同部
軽作業員の項中「1, 0 6 7 円」を「1, 0 9 7 円」に改め、同部保育士の項
中「1, 0 9 0 円」を「1, 1 2 0 円」に改め、同部短期保育補助員の項中「
1, 0 5 6 円」を「1, 0 8 5 円」に改め、同部中

「

児童館補助員 B

1,182 円

を

」

「

児童館補助員 B

1,182 円

に

短期保健師

2,077 円

」

改め、同部検診助手の項中「1, 2 3 4 円」を「1, 2 6 8 円」に改め、同部
養護教諭の項中「1, 4 3 9 円」を「1, 4 7 9 円」に改め、同部栄養士 B の
項中「1, 2 6 4 円」を「1, 2 9 9 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に、この条例による改正前の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により支払われるべき報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

第 24 号議案

多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例

多摩市個人情報保護条例（平成 11 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 7 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 25 号議案

多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市消防団条例の一部を改正する条例

多摩市消防団条例（昭和 39 年多摩市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第 2 条中「本市」を「多摩市」に、「おく」を「置く」に改める。

第 6 条中「市長が」を「多摩市長（以下「市長」という。）が」に改め、同条第 1 号中「居住」を「居住し、」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（報酬）

第 7 条 団員に、報酬を支給する。

2 報酬は、団員報酬及び出動報酬とする。

3 団員報酬の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

4 出動報酬の種類、基準及び額は、別表第 2 に定めるとおりとする。

5 団員報酬及び出動報酬の支給方法については、市長が別に定める。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（団員報酬の日割計算）

第 7 条の 2 団員報酬は、新たに団員となった者にあつては団員となった日から、退職、失職、死亡等により団員でなくなった者にあつては団員でなくなった日まで、日割計算により支給する。この場合において、1 日当たりの報酬額は、別表第 1 に定める報酬額を当該年度の日数で除して得た額とする。

2 団員が疾病その他の理由により職務を行うことができなくなった場合は、その職務を行うことができなくなった日から職務を行うことができるようになった日の前日までの期間（以下「職務不能期間」という。）は、団員報酬を支給しない。この場合における報酬額は、別表第 1 に定める報酬額から前

項の1日当たりの報酬額に職務不能期間の日数を乗じて得た額を減じた額とする。

(費用弁償)

第7条の3 団員が職務のため多摩市の区域外に出張するときは、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和38年多摩市条例第19号)第5条第1項に定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の支給方法については、市長が別に定める。

第8条中「退職しよう」を「、退職しよう」に改める。

第14条第5項第1号中「持たなければならない」を「持つこと」に改め、同項第2号中「当たらなければならない」を「当たること」に改め、同項第3号中「慎しまなければならない」を「慎むこと」に改め、同項第4号中「請求する等のことがあってはならない」を「請求しないこと」に改め、同項第5号中「は、他に漏らしてはならない」を「を他に漏らさないこと」に改め、同項第6号から第8号までの規定中「してはならない」を「しないこと」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第7条、第7条の2関係)

団員報酬

職名	報酬額(年額)
団長	340,600円
副団長	260,500円
分団長	184,200円
副分団長	140,200円
部長	115,500円
班長	106,900円
団員(基本団員)	100,200円
団員(機能別団員)	35,000円

別表第2(第7条関係)

出動報酬

種目	基準	報酬額	備考
火災報酬	火災その他自然災害以外の災害の現場に出動したとき。	3,000円	
訓練報酬	訓練に出動したとき。	2,500円	
警戒報酬	警戒に出動したとき。	2,500円	

点検報酬	消防機械器具の整備又は点検に従事したとき。	1,500円	1分団につき月10人以内とする。
自然災害報酬（半日）	火災以外の自然災害の現場に出動したとき。	4,000円	出動時間が4時間以内のものとする。
自然災害報酬（全日）		8,000円	出動時間が4時間を超えるものとする。

備考

- 1 報酬額は、出動又は従事1回当たりの額とする。
- 2 火災以外の自然災害において、8時間を超える出動をした場合は、自然災害報酬（全日）の報酬額に、その8時間を超えた1時間（1時間に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1,000円を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以後にこの条例による改正前の多摩市消防団条例の規定及び次項の規定による改正前の非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年多摩市条例第19号）の規定により支払われるべき報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

（非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 3 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「議会の議員を除く。」を削り、「について」の次に「、別に条例で定めるものを除き」を加える。

別表第1消防団の項を削る。

第 26 号議案

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する
条例

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例（平成 8 年多摩市条例第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 3 項に定めるもの」を「第 2 条第 3 項第 1 号から
第 6 号までのいずれかに該当する者」に改める。

第 4 条第 1 号中「こと」の次に「又は個人で引き続き 1 年以上事業を営む者
が設立し、本店所在地が市内にある法人で、当該事業と同一の業種を営むもの
であること」を加え、同条第 2 号中「20 歳」を「18 歳」に改める。

第 4 条の 2 第 1 号中「こと」の次に「又は個人で引き続き 1 年以上事業を営
む者が設立し、本店所在地が市内にある法人で、当該事業と同一の業種を営む
ものであること」を加え、同条第 2 号中「20 歳」を「18 歳」に改める。

第 5 条第 2 号中「20 歳」を「18 歳」に、「創業する」を「創業をする」
に改め、同条第 6 号ア中「1 か月以内に新たに個人で又は 2 か月以内に新たに
法人で創業しようとする」を「新たに個人又は法人で創業をしようとする」に
改め、同号イ中「創業しようとする」を「創業をしようとする」に改め、同号
ウ及びエ中「創業し」を「創業をし」に改め、同号オ中「基づく事業を」を「
基づく事業について」に、「創業し」を「創業をし」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の

規定は、この条例の施行の日以後に申込みを行う資金の貸付けあっせんについて適用し、同日前に申込みを行った資金の貸付けあっせんについては、なお従前の例による。

第 27 号議案

多摩市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市企業誘致条例の一部を改正する条例

多摩市企業誘致条例（平成 14 年多摩市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多摩市企業立地促進条例

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、多摩市の区域内（以下「市内」という。）に事業所を新たに設置する企業等に対し奨励措置を講ずることにより、事業所の立地を促進し、雇用機会の確保及び拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条第 1 号中「する」の次に「事業を営む」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

第 2 条第 3 号中「を営むため」を「の用に供し、」に改め、「するため」を削り、「供される」を「供する」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 1 項に規定する区分所有権の目的とする部分を除く。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 新設等 企業等が、市内に新たに土地を取得し、又は賃借して事業所を設置すること又は市内の既設事業所を市内の他の場所へ移転することをいう。

第 2 条中第 8 号から第 10 号までを削り、同条第 7 号中「第 702 条に規定

する」を「第702条第1項の規定により多摩市が課する」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号中「第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に課税される」を「第342条第1項の規定により多摩市が課する」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「第341条」を「第341条第3号」に改め、「及び」の次に「同条第4号に規定する」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 増築 中小企業者が、市内の既設事業所の業務に用いる建物を建て増し、又は当該事業所の業務に用いる新たな建物を同一の敷地内に建築することをいう。

第2条第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 常用雇用者 企業等が事業所において引き続き1年以上雇用する労働者で、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項に規定する被保険者又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条若しくは第10条第1項の規定による被保険者であるものをいう。

- (8) 商業施設 小売業の用に供する施設をいう。

第3条第1項中「市長が特に必要性を認める施設」を「多摩市長（以下「市長」という。）が特に認める場合」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 新設等又は増築をすること。

- (2) 新設等の場合は事業所の用に供する土地の面積が2,000平方メートル以上又は投下固定資産額が3億円以上（中小企業者の場合は1億5千万円以上）であること、増築の場合は投下固定資産額が1億円以上であること。

- (3) 新設等の場合は事業所の常用雇用者が20人以上であること、増築の場合は増築後の事業所の常用雇用者の増加が10人以上であること。

第3条第1項第4号中「該当する」を「定める」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 新設等の場合は、操業開始の予定期日が新設等をする土地の譲渡契約（土地の賃借による新設等の場合は、賃貸借契約）の締結後3年以内であること。

第3条第1項第8号中「という。）」の次に「及び商業施設であるもの」を加え、同項第9号中「小売業を営むための用に供する施設」を「商業施設」に、「新設する商業施設」を「新設等をするもの」に改め、同項に次の2号を加える。

- (13) 地方税法第348条第1項の規定により固定資産税を課することができ

ない者若しくは同条第2項に掲げる固定資産を専ら事業所においてその本来の用に供する者又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）でないこと。

(14) 国、地方公共団体又は独立行政法人による出資を受けていないこと。

第4条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定は、奨励措置の対象となる1の事業所につき1回に限るものとする。

第5条第2項中「周辺の環境その他の」を「周辺地域の良好な自然環境、居住環境、交通環境等の確保及び周辺環境との調和を図るために必要な措置を講ずるとともに、」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定企業は、市内における経済の活性化その他の多摩市が行う施策等を理解し、これに協力するとともに、地域住民、他の事業者その他多様な主体と連携及び協力をすることにより互いに共存し、市民生活の向上及び地域社会の発展に貢献するよう努めなければならない。

第6条の見出しを「（奨励措置）」に改め、同条第1項中「市長は、」の次に「奨励措置として」を加え、同項ただし書中「一の指定企業に対して一の」を「1の事業所に対して1の」に改め、「本社」の次に「（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条に規定する商業登記簿に本店として登記している事業所をいう。以下同じ。）、宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）の用に供する施設及びこれに附属する施設のうち、都市計画法第9条第6項に規定する第二種住居地域、同条第9項に規定する近隣商業地域又は同条第10項に規定する商業地域の区域にあるものをいう。以下同じ。）又は省エネルギー性能優良施設（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る評価を行う機関の認証を受けた施設のうち、一定の水準を満たすものとして市長が定めるものをいう。以下同じ。）」を加え、「1億2千万円」を「1億5千万円」に改め、同項第1号中「都市計画税」の次に「の額」を、「本社」の次に「、宿泊施設又は省エネルギー性能優良施設」を加える。

第7条第1項中「、5年」を「5年」に改め、同項ただし書中「次に」を「次の各号に」に、「3年以内」を「当該各号に定めるとおり」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 増築に係る事業所 増築に係る主たる施設の稼働を開始した日の属する

年の翌年の4月1日から起算して3年以内

- (2) 商業施設、事務所用不動産賃貸施設又は市内の既設事業所を市内の他の場所へ移転したものである事業所（次号及び第4号に掲げる事業所を除く。）

3年以内

- (3) 中古資産を取得して新設等をした事業所で、当該事業所の業務の用に供するために新たに取得した資産（当該中古資産を除く。）に係る投下固定資産額が3億円未満（中小企業者の場合は1億5千万円未満）のもの（次号に掲げる事業所を除く。） 次のアからウまでに掲げる当該事業所の常用雇用者数に応じ、当該アからウまでに定めるとおりとする。

ア 20人以上50人以下 3年以内

イ 51人以上100人以下 4年以内

ウ 101人以上 5年以内

- (4) 中古資産を取得して新設等をした事業所で、当該事業所の業務の用に供するために新たに取得した資産（当該中古資産を除く。）に係る投下固定資産額が3億円未満（中小企業者の場合は1億5千万円未満）のもののうち、商業施設、事務所用不動産賃貸施設又は市内の既設事業所を市内の他の場所へ移転したものであるもの 次のアからウまでに掲げる当該事業所の常用雇用者数に応じ、当該アからウまでに定めるとおりとする。

ア 20人以上50人以下 1年以内

イ 51人以上100人以下 2年以内

ウ 101人以上 3年以内

第8条第1項第7号中「市長が必要と」を「指定企業の指定を取り消すことが適当であると市長が」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第8条第2項第1号中「事業所」を「新設等の場合において、事業所」に改め、同項第2号中「操業開始」を「操業（増築の場合は、増築に係る主たる施設の稼働。以下この号において同じ。）の開始」に、「、事業所」を「、当該事業所」に、「一部を廃止」を「一部を廃止し、」に改め、同項第6号中「市長が必要と」を「奨励金の交付の決定を取り消すことが適当であると市長が」に改める。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正

規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多摩市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定企業の指定の申請をする企業等について適用し、この条例の施行の際現に指定企業の指定を受けている企業等及び同日前に指定企業の指定の申請を行った企業等については、なお従前の例による。

第 28 号議案

多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の
設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の
設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管
理運営に関する条例（平成 3 年多摩市条例第 17 号）の一部を次のように改正
する。

第 9 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書を削り、同条第 4 項を同条第
6 項とし、同条第 3 項中「前 2 項の」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第
2 項の次に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市外団体（多摩市内に在住し、在勤し、又は
在学する者が過半数を占める団体以外の団体をいう。）が使用する場合のコ
ミュニティルーム及びコミュニティルームの物品の使用料は、第 1 項又は前
項に定める使用料の倍額とする。

4 市長は、必要と認めるときは、前 3 項に定める使用料を減額し、又は免除
することができる。

第 10 条第 1 項中「別表第 2 及び別表第 3」を「前条第 1 項から第 3 項まで」
に改める。

別表第 1 の 2 の部に次のように加える。

多摩市立連光寺コミュニティ会館	多摩市連光寺三丁目 5 7 番地 1
-----------------	--------------------

別表第 2 中「、第 10 条」を削り、同表 1 の部鶴牧・落合・南野コミュニテ
ィセンターの項中

会議室	1 2 2 円	を
-----	---------	---

会議室 1	1 2 2 円	に改め、同表 2 の部に次
会議室 2	5 5 円	

のように加える。

連光寺コミュニティ会館	会議室 1	7 5 円
	会議室 2	6 9 円
	和室	2 4 円

別表第 3 中「、第 1 0 条」を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定及び別表第 2 の改正規定（同表 1 の部鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの項の改正規定及び同表 2 の部に 1 項を加える改正規定に限る。）は、同年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の規定（別表第 1 及び別表第 2（同表 1 の部鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの項及び同表 2 の部連光寺コミュニティ会館の項に限る。）の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、改正後の別表第 1 及び別表第 2（同表 1 の部鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの項及び同表 2 の部連光寺コミュニティ会館の項に限る。）の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の使用について適用する。

第 29 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 46 年多摩市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表民間保育所補助事業の部運営費補助金の項第 1 号中「、施設長の設置又は未設置の別」を削り、同項第 2 号の表を次のように改める。

零歳児対象児童数一人当たり月額（単位：円）

零歳児利用定員	処遇改善等加算率				
	加算停止	2～5%	6～8%	9～11%	12%
6人	92,000	93,100	95,300	96,900	98,600
7人	78,900	79,800	81,700	83,100	84,500
8人	69,000	69,800	71,500	72,700	73,900
9人	87,700	89,500	92,900	95,500	98,000
10人	79,000	80,500	83,600	85,900	88,200
11人	71,800	73,200	76,000	78,100	80,200
12人	65,800	67,100	69,700	71,600	73,500
13人	60,700	61,900	64,300	66,100	67,900
14人	56,400	57,500	59,700	61,400	63,000
15人	52,600	53,700	55,700	57,300	58,800
16人	49,300	50,300	52,200	53,700	55,100
17人	46,400	47,300	49,200	50,500	51,900
18人	43,800	44,700	46,400	47,700	49,000

19人	41,500	42,300	44,000	45,200	46,400
20人	39,500	40,200	41,800	42,900	44,100
21人	37,600	38,300	39,800	40,900	42,000
22人	35,900	36,600	38,000	39,000	40,100
23人	34,300	35,000	36,300	37,300	38,300
24人	32,900	33,500	34,800	35,800	36,700

別表民間保育所補助事業の部運営費補助金の項第3号中「102,000円」を「91,000円」に改め、同部増配置加算補助金の項中「得た額」の次に「から、国の定める基準による療育支援加算に係る金額を減算した額」を加え、同項第1号中「180,000円」を「198,000円」に改め、同項第2号中「169,000円」を「189,000円」に改め、同部延長保育充実費補助金の項第1号中「場合において、処遇改善等加算率の区分に応じ次の表に定める額」を「場合は、1施設当たり月額396,000円」に改め、同号の表を削り、同項第2号中「33,000円」を「35,000円」に改め、同部産休等代替職員費補助金の項第1号中「8,000円」を「8,800円」に改め、同項第2号中「7,500円」を「8,400円」に改め、同項第3号中「12,100円」を「13,600円」に改め、同項第4号中「8,100円」を「8,900円」に改め、同部保育所建築費補助金の項中「した額」の次に「。ただし、修理に係る事業については、当該事業を改造に係る事業とみなした場合において、保育所等整備交付金に係る国の定める基準により算出した当該事業に係る費用に対して国及び市が負担する額を合計した額を上限とする。」を加え、同表付表を次のように改める。

付表

入所児童一人当たり月額（単位：円）

処遇改善等加算率	年齢	利用定員																				
		20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人	101～110人	111～120人	121～130人	131～140人	141～150人	151～160人	161～170人	171～180人	181～190人	191～200人	201～210人	211～220人
12%	零歳	50,400	41,000	36,300	33,800	31,700	39,400	37,200	35,500	36,100	34,800	33,700	32,800	31,900	31,300	31,900	31,300	30,800	30,300	29,800	29,400	29,100
	1歳	59,800	50,400	45,600	43,200	41,000	48,800	46,600	44,400	45,200	44,200	43,100	42,100	41,300	40,600	41,300	40,700	40,100	39,600	39,200	38,800	38,500
	2歳	45,000	35,600	30,800	28,400	26,200	34,000	31,800	30,600	30,400	29,400	28,300	27,300	26,500	25,800	26,500	25,900	25,300	24,800	24,400	24,000	23,700
	3歳	32,500	23,100	18,300	15,900	13,700	21,500	19,300	17,100	18,100	16,900	15,800	14,800	14,100	13,400	14,100	13,500	12,900	12,400	11,900	11,500	11,100
	4歳以上	31,900	22,500	17,700	15,300	13,100	21,900	19,700	17,500	17,500	16,300	15,200	14,200	13,500	12,800	13,500	12,900	12,300	11,800	11,400	11,000	10,600

9 ～ 11 %	零歳	49,800	40,600	35,900	33,600	31,400	39,000	36,800	35,100	35,800	34,500	33,400	32,500	31,700	31,000	31,600	31,000	30,500	30,000	29,600	29,200	28,900
	1歳	58,700	49,600	44,900	42,500	40,400	48,000	45,800	44,100	44,800	43,500	42,400	41,500	40,700	40,000	40,600	40,000	39,500	39,000	38,600	38,200	37,900
	2歳	44,300	35,200	30,500	28,100	26,000	33,600	31,400	29,700	30,300	29,000	28,100	27,200	26,300	25,400	26,000	25,400	25,000	24,600	24,200	23,800	23,500
	3歳	31,800	22,600	18,000	15,600	13,500	21,100	18,900	17,200	17,800	16,500	15,600	14,700	13,800	13,000	13,600	13,000	12,500	12,100	11,700	11,300	11,000
	4歳以上	31,300	22,100	17,500	15,100	13,000	20,500	18,300	16,600	17,200	16,000	14,100	14,700	13,400	12,500	13,100	12,500	12,100	11,700	11,300	10,900	10,600
6 ～ 8 %	零歳	49,100	40,200	35,600	33,300	31,200	38,600	36,400	34,800	35,400	34,100	33,200	32,300	31,400	30,500	31,100	30,500	30,000	29,600	29,200	28,800	28,500
	1歳	57,700	48,700	44,200	41,900	39,800	47,200	45,000	43,400	44,000	42,700	41,800	40,900	40,000	39,100	40,700	39,100	38,600	38,200	37,800	37,400	37,100
	2歳	43,700	34,700	30,200	27,800	25,700	33,300	31,100	29,400	30,000	28,700	27,800	26,900	26,000	25,100	26,700	25,100	24,600	24,200	23,800	23,400	23,100
	3歳	31,200	22,200	17,700	15,300	13,200	20,800	18,600	16,900	17,500	16,200	15,300	14,400	13,500	12,600	13,200	12,600	12,100	11,700	11,300	10,900	10,600
	4歳以上	30,600	21,600	17,100	14,700	12,600	20,100	17,900	16,200	16,800	15,500	14,600	13,700	12,800	12,000	12,600	12,000	11,500	11,100	10,700	10,300	10,000
2 ～ 5 %	零歳	48,300	39,600	35,100	33,000	30,900	38,300	36,100	34,500	34,100	33,200	32,300	31,400	30,500	31,100	30,500	30,000	29,600	29,200	28,800	28,400	28,100
	1歳	56,300	47,600	43,100	41,000	39,000	46,400	44,200	42,600	43,200	41,900	40,000	39,100	38,200	37,300	38,900	37,300	36,800	36,400	36,000	35,600	35,300
	2歳	42,900	34,200	29,700	27,300	25,200	32,800	30,600	28,900	29,500	28,200	27,300	26,400	25,500	24,600	26,200	24,600	24,100	23,700	23,300	22,900	22,600
	3歳	30,400	21,400	17,900	15,500	13,400	21,000	18,800	17,100	17,700	16,400	15,500	14,600	13,700	12,800	13,400	12,800	12,300	11,900	11,500	11,100	10,800
	4歳以上	29,800	21,100	16,600	14,200	12,100	19,600	17,400	15,700	16,300	15,000	14,100	13,200	12,300	11,400	12,000	11,400	10,900	10,500	10,100	9,700	9,400
加 算 停 止	零歳	47,900	39,300	35,800	32,700	30,600	37,000	35,800	34,900	34,000	33,100	32,200	31,300	30,400	31,000	30,400	29,900	29,500	29,100	28,700	28,300	28,000
	1歳	55,700	47,100	42,600	40,500	38,400	45,800	43,600	42,000	42,600	41,300	40,400	39,500	38,600	37,700	39,300	37,700	37,200	36,800	36,400	36,000	35,700
	2歳	42,400	33,900	29,400	27,000	25,000	32,600	30,400	28,700	29,300	28,000	27,100	26,200	25,300	24,400	26,000	24,400	23,900	23,500	23,100	22,700	22,400
	3歳	29,900	21,400	17,900	15,500	13,400	21,000	18,800	17,100	17,700	16,400	15,500	14,600	13,700	12,800	13,400	12,800	12,300	11,900	11,500	11,100	10,800
	4歳以上	29,400	20,900	16,400	14,000	12,000	19,500	17,300	15,600	16,200	15,000	14,100	13,200	12,300	11,400	12,000	11,400	10,900	10,500	10,100	9,700	9,400

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 30 号議案

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険条例（昭和 34 年多摩市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「市民税（」を「市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加え、「多摩市市税条例（昭和 40 年多摩市条例第 1 号）」を「市町村又は特別区の条例」に、「市民税を」を「市町村民税を」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「20 歳」を「18 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請する結核医療給付金について適用し、同日前に申請した結核医療給付金については、なお従前の例による。

第 3 1 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 2 7 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定中「並びに」を「及び」に改める。

第 3 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 項中「1 0 0 分の 5 . 4 8」を「1 0 0 分の 5 . 5 9」に改める。

第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「2 万 7 , 6 0 0 円」を「2 万 8 , 2 0 0 円」に改める。

第 6 条中「1 0 0 分の 1 . 7 8」を「1 0 0 分の 1 . 8 2」に改める。

第 7 条中「1 万 1 , 4 0 0 円」を「1 万 1 , 6 0 0 円」に改める。

第 8 条中「1 0 0 分の 1 . 5 8」を「1 0 0 分の 1 . 6 2」に改める。

第 9 条中「1 万 1 , 6 0 0 円」を「1 万 1 , 8 0 0 円」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 2 1 条第 1 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「1 万 9 , 3 2 0 円」を「1 万 9 , 7 4 0 円」に改め、同号イ中「7 , 9 8 0 円」を「8 , 1 2 0 円」に改め、同号ウ中「8 , 1 2 0 円」を「8 , 2 6 0 円」に改め、同条第 2 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「1 万 3 , 8 0 0 円」を「1 万 4 , 1 0 0 円」に改め、同号イ中「5 , 7 0 0 円」を「5 , 8 0 0 円」に改め、同号ウ中「5 , 8 0 0 円」を「5 , 9 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「5 , 5 2 0 円」を「5 , 6 4 0 円」に改め、同号イ中「2 , 2 8 0 円」を「2 , 3 2 0 円」に改め、同号ウ中「2 , 3 2 0 円」を「2 , 3 6 0 円」に

改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 230円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 050円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万1, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万4, 100円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 740円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 900円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 640円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 800円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に、「同じ。）とする」を「同じ。）及び」とする」に改める。

附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項から第4項まで、第3条の見出し及び第5条の見出しの改正規定、第21条第1号ア、第2号ア及び第3号アの改正規定（これらの改正規定中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）並びに第21条の2の改正規定（「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に、「同じ。）とする」

を「同じ。）及び」とする」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 3 2 号議案

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例

多摩市営住宅条例（平成 9 年多摩市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「予約者」の次に「及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者」を加え、「第 1 2 条において」を「以下」に改める。

第 9 条第 4 項中「寡婦」を「ひとり親」に改める。

第 5 7 条第 1 号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 3 号議案

多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例

多摩市みどりの基金条例（昭和 6 1 年多摩市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多摩市みどりと地球温暖化等対策基金条例

第 1 条を次のように改める。

（設置の目的）

第 1 条 持続可能な社会の実現を目的として、森林の整備及びその促進、木材の利用の促進、みどりの保全及び育成等の豊かな自然の保全並びに地球温暖化等の気候危機に対する取組を推進する事業に要する経費に充てるため、多摩市みどりと地球温暖化等対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

第 2 条第 2 項中「前条に規定する事業」を「同法第 3 4 条第 1 項各号に掲げる施策」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（多摩市寄附条例の一部改正）

2 多摩市寄附条例（平成 2 1 年多摩市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 豊かな自然の保全又は気候危機に対する取組を推進する事業

第 4 条第 1 項第 3 号中「多摩市みどりの基金」を「多摩市みどりと地球温暖化等対策基金」に改める。

